

後期高齢者医療健康診査を活用した身体的フレイルの抽出基準及び対応（参考例）

(1) 主治医等での対応

身体的フレイルの抽出基準		健康診査の受診者に占める割合 (※2)	対 応	
「後期高齢者の質問票」項目7・8・9 (※1)				
3項目該当		5.6%	A	主治医から整形外科医・大阪府医師会主催「ロコモ研修」の受講医師等へ紹介 (医師による検査・治療を優先)
1～2項目該当		64.6%	B	健康診査時に主治医からリーフレットを配布 (フレイル予防・ロコモトレーニングの啓発)

(2) 市町村での対応

身体的フレイルの抽出基準			健康診査の受診者に占める割合 (※2)	対 応	
「後期高齢者の質問票」 項目7・8・9 (※1)	絞込み				
①	2項目該当	対象者から①②を除外 ①筋骨格系・結合組織の疾患の治療者及び ②要介護2以上	6.1%	C	市町村による支援（個別的支援・集团的支援） (※3)
	1項目該当		12.2%	D	
②	2項目該当	対象者から、筋骨格系・結合組織の疾患の治療者を抽出	16.3%	E	市町村から郵送等により、本人を介して整形外科主治医へ身体的フレイルに該当した旨、情報提供
	1項目該当		29.8%	F	
参考	1～2項目該当	要介護2以上の者	2.4%	介護保険による対応	

※1	【後期高齢者の質問票の項目】 ・7（以前に比べて歩行速度が遅くなって来たと思いますか？→1はい） ・8（この1年間に転んだことがありますか？→1はい） ・9（ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか？→2いいえ）
※2	【健康診査の受診者に占める割合について】 ① 令和2年10月までにKDBシステムにおいて後期高齢者の質問票の結果が把握できた者（27,043人） ② ①のうち、KDBシステムにおいて2年分（その時点で最長）の介護情報が蓄積されていた茨木市・河内長野市・摂津市の受診者（1,508人）をもとに該当者数を確認した。
※3	【市町村による支援（個別・集団）について】 ・市町村の一体的実施による保健事業については、対象者の健康状態や性格特性、生活背景等を総合的に判断し支援方法を決定する。 ・市町村の判断で、2項目該当者を個別的支援、1項目該当者を集团的支援とすることも可である。